

船舶事故調査報告書

平成24年7月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年3月12日 08時30分ごろ～08時34分ごろの間）
発生場所	不明（福岡県 ^{かんだ} 苅田町苅田港内北方の新松山船だまり～同船だまりから東北東方沖200m付近の同港内）
事故調査の経過	平成24年3月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{よしひこ} 義彦丸、4.27トン FO3-32862（漁船登録番号）、個人所有 9.95m（Lr）×2.58m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、昭和55年5月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年4月25日 免許証交付日 平成20年3月27日 （平成25年5月14日まで有効） 甲板員 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年9月17日 免許証交付日 平成21年7月7日 （平成26年9月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成24年3月12日08時30分ごろ、養殖カキを収穫するために‘苅田港内北方の新松山船だまり’（以下「松山船だまり」という。）を出港し、松山船だまり北東方約1海里にある‘ ^は 羽島北方に設置された養殖かき筏’（以下「羽島北方筏」という。）に向かった。 船長は、松山船だまりを出港してから椅子に腰を掛け、同船だまりから東北東方向に続いている岸壁沿いにある消波ブロック沖側の浚渫された水路を速力約10ノット（kn）にして手動操舵で東北東進した。 船長は、08時40分ごろ羽島北方筏に到着したが、船首部の係留作業を行う甲板員の姿が見えなかったため、甲板員が途中で海に転落したか松山船だまりで伝馬船に移ってしまったのかと思い、反転して海面を捜しながら速力約13～14knで帰航中、松山船だまり近くの岸壁上に消防車両

	<p>が到着しているのを認めた。</p> <p>船長は、08時48分ごろ松山船だまりに帰港したが、甲板員が見当たらなかったため海上保安庁に通報したところ、海中転落者がいることを知り、伝馬船に乗り換えて甲板員を捜しに出港したところ、苅田町消防本部の潜水隊員が消波ブロック上に甲板員を引き揚げているのを目撃した。</p> <p>甲板員は、通常、松山船だまり出港時に船首部の係留索を外して船首部甲板でカキを入れる網や籠を整理したのち、羽島北方筏に到着するまで右舷側の船縁に腰を掛けて待機していた。</p> <p>甲板員は、08時34分ごろ松山船だまりから東北東方約200mの消波ブロック北方沖約15mの海面で浮き沈みしながら大声を出して助けを求めていたところを付近の会社の2階で作業をしていた会社員に発見され、08時35分に119番通報された。</p> <p>甲板員は、08時58分ごろ、苅田港北防波堤灯台から真方位306°2,400m付近において、着用していた合羽の上衣が海面に浮き、その下でうつ伏せ状態となり、心肺停止となっていたところを潜水隊員が発見して救助したのち、病院に搬送されたが、10時20分死亡が確認された。</p> <p>甲板員の死亡診断書によれば、死因は溺水であり、死因に影響を及ぼした病名として低体温症と記載されていた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 小雪、風向 西、風速 約7m/s、視界 良好、気温 約3.9℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、海水温度 約9℃</p>	
その他の事項	<p>船長及び甲板員は、伝馬船で本船に移乗したが、船長は、その後、甲板員を見なかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.4mであった。</p> <p>甲板員が海に落ちたところを目撃した人は、いなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、長靴を履き、カキの収穫作業の際、海水で濡れるので上下に分かれた合羽を着ていたが救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、苅田港内の船だまりを08時30分ごろ出港後、08時34分ごろ松山船だまりから東北東方沖200m付近の海面で甲板員が浮き沈みしているところを会社員に目撃されたことから、この間において、甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、長靴を履き、服を厚着した上に合羽を装着しており、救命胴衣を着用していなかったことから、落水して溺水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が苅田港内の船だまりを出港後、甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>	

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・乗船中は救命胴衣を着用すること。・船長は、乗組員の動静を常に把握しておくこと。 |
|--|---|